

裁決書

審査請求人が令和元年１０月１日付けで提起した処分庁による和光市障害者生活サポート事業の団体登録の取消しに係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 処分庁は、令和元年７月３１日、和光市障害者生活サポート事業の団体登録の取消し（和社第３８６号。以下「本件処分」という。）を行った。
- 2 審査請求人は、令和元年１０月１日、和光市長に対し、本件処分について審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求の理由に、本件処分に関する事実以外の記載がなく、審査請求人の主張は不明確であるが、本件処分に不服があり、その取消しを求めているものと解される。なお、本件処分が違法又は不当である旨の主張はない。

理由

審査庁は、提出された審査請求の適法性について審査した結果、審査請求書において、審査請求を行った理由が不明確であることにより、審査請求を不適法なものとして、令和元年１０月１１日に、審査請求人に対して補正を命じたが、審査請求人は補正期限までに補正を行わなかった。

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法第４５条第１項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年１１月 日

審査庁 和光市長 松本 武洋 印

教示

この裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、和光市を被告として（訴訟において和光市を代表する者は和光市長となります。）、提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。